

令和4年度事業計画書

第1 令和3年中の犯罪情勢

1 刑法犯認知件数と検挙状況

- 認知件数～26,340件(前年同期比 -1,287件、-4.7%)、ピーク時の約15.6%
- 検挙件数～12,970件、検挙率～49.2%(前年比-4.1ポイント)

	H14(ピーク)	H30	R1	R2	R3
認知件数	168,190	36,701	34,520	27,627	26,340
検挙件数	27,197	15,114	14,697	14,736	12,970
検挙率	16.2%	41.2%	42.6%	53.3%	49.2%

2 県警察の重点対象犯罪認知件数等

令和3年の県警察及び当連合会が重点的に取組んだ犯罪である

- (1) 性犯罪
- (2) ニセ電話詐欺
- (3) 強盗、住宅対象侵入盗及び身近な犯罪

のうち、強盗、住宅対象侵入盗は減少したものの、性犯罪、ニセ電話詐欺は増加した。

特にニセ電話詐欺は、認知件数が64%、被害額が97%と大幅に増加し、警察官や銀行員等になりすまして、電話などで前もって家族構成、資産状況等を聞き出してキャッシュカードや通帳を預かったり、すり替えて預貯金を引き出したり、現金を騙し取るなど手口が巧妙化している。

また、性犯罪は、1年間の件数を単位人口で割った犯罪率は高水準にあり、被害者の身体だけでなく、被害後の生活にも苦しみを与える重大な犯罪であること、自転車盗等の身近な犯罪は増加傾向にあり、住宅対象侵入盗は減少しているものの強盗等の凶悪事件に発展するおそれがあることから重点的に取り組む必要がある。

そのため、これらを重点とした防犯対策事業を引続き推進する。

[強盗等の認知件数、被害額]

罪種等	R1	R2	R3
強盗	52	44	34
性犯罪	321	228	251
強制性交等	88	55	60
強制わいせつ	233	173	191
ニセ電話詐欺	279	201	329
被害額	67,754万円	38,854万円	76,460万円
住宅対象侵入盗	1,646	1,457	1,004
空き巣	1,185	927	823
忍込み	379	452	129
居空き	82	78	52

[主な身近な犯罪の認知件数]

() 前年比

ひったくり	自転車盗	オートバイ盗	自動車盗
21(-25)	5,480(+108)	372(+19)	59(-32)
車上ねらい	部品ねらい	自販機ねらい	
740(-174)	337(+3)	203(+57)	

3 少年非行情勢 (確定値)

○ 刑法犯少年検挙補導人員等

・ 刑法犯少年検挙補導人員

1, 111人(前年比-48人、全国5位~前年7位)、ピーク時(平成15年~12, 134人)の約9%

・ 非行者率: 2.4人(前年比-0.1ポイント)

(男女別、犯罪・触法別、少年の割合)

	総数 (うち女子)	犯罪少年 (うち女子)	触法少年 (うち女子)	刑法犯検挙人員に 占める少年の割合
R3	1,111(153)	778(108)	333(45)	11.8%
R2	1,159(169)	940(119)	219(50)	12.0%
増減	-48(-16)	-162(-11)	+114(-5)	-0.2%

○ 福祉犯検挙件数(全国6位)

	検挙件数	検挙人員	保護人員
R3	379	245	252
R2	362	233	242
増減	+17	+12	+10

※ 福祉犯とは、少年の心身に有害な影響を及ぼし、健全な育成を著しく阻害する犯罪

4 薬物乱用情勢 (確定値)

○ 県内の薬物事犯検挙人員

() 前年比

	R1	R2	R3
覚醒剤	616	630	498(-132)
大麻	278	328	398(+70)
麻薬	7	20	12(-8)
その他	64	55	33(-22)
合計	965	1033	941(-92)

○ 大麻事犯の検挙人員が、平成27年から連続で上昇し、令和3年度も過去最多を記録している。特に30歳代以下の若年層の乱用が増加している。

5 暴力団情勢

○ 令和3年12月末の暴力団勢力

	五代目工藤會	道仁會	太州會	四代目福博会	浪川會
構成員等	370人	320人	120人	130人	150人
合計	1090人(前年比-150人)				

○ 県内には福岡県公安委員会が指定する上記暴力団のほか、山口組を始めとする他の都

道府県公安委員会が指定する暴力団の傘下組織が存在する。

これらに所属する構成員は概ね240人と見込まれ、合計すると県内の構成員等は1,340人となり、前年(1,530人)と比べると190人減少し、ピーク時の平成17年末(3,750人)の約65%減となった。

第2 協会運営

1 総会

(1) 定時総会

令和4年度の定時総会は、令和3年度3月通常理事会において開催期日等を決定の上、任期満了に伴う理事の選任並びにこれに伴う会長、副会長(以下「代表理事」と称する。)及び専務理事の改選、令和3年度の収支決算、その他議案について審議する。

(2) 臨時総会(決議の省略予定)

令和5年3月31日付けをもって辞任予定の中村専務理事の後任理事について決議を行う。

2 理事会

(1) 令和4年度5月通常理事会を5月11日(水)に開催し、令和3年度の事業報告、収支決算、その他議案について審議する。

(2) 令和4年度の定時総会開催時に選定理事会を開催し、理事全員の改選に伴う代表理事及び専務理事(業務執行理事)の改選等について審議する。

(3) 令和4年度3月通常理事会を、令和5年3月中に開催し、令和5年度事業計画及び収支予算、定時総会の開催時期、その他議案について審議する。

3 監査

令和4年4月中に、令和3年度の業務執行状況等について、監事の監査を受ける予定である。

4 定期提出書類等の提出

公益社団法人として、法令の定めにより、本年6月末日までに「令和3年度の事業報告等」、来年3月末日までに「令和5年度の事業計画等」を行政庁等に提出する。

5 変更登記申請

定時総会での任期満了に伴う理事の選任、理事全員の改選に伴う代表理事及び専務理事の選任、臨時総会(決議の省略予定)による後任専務理事の選任により理事等の変更が生じることから、変更に伴う変更登記申請を行う。

6 地区防犯協会職員研修会の開催

地区防犯協会職員の適正な業務運営と士気の高揚を図るため、推進功労者に対する表彰並びに各種施策や広報啓発活動に対する教養及び意見交換を行う研修会を、来年2月(予定)に開催する。

第3 防犯対策事業

1 福岡県警察の運営指針に基づく重点課題対策の推進

県警察が令和4年の運営指針として掲げる

○ 県民の安全・安心の確保

に向け策定された重点課題である

- (1) 性犯罪の根絶
- (2) ニセ電話詐欺の予防
- (3) 強盗、住宅対象侵入盗及び身近な犯罪の予防
- (4) 女性、子供に対する犯罪の予防
- (5) サイバー犯罪の予防

について、県警察をはじめ地区防犯協会及び関係機関等との連携を図り、新型コロナウイルス感染症防止にも配慮した防犯対策事業を推進する。

(1) 性犯罪の根絶

県警察等と連携し

- 発生地、発生時間帯等の実態に応じた広報啓発活動
- 県警察の性犯罪対策キャラクター「見守り！猫母ちゃん」及びスマートフォン用防犯アプリ「みまもっち」の普及促進活動
- 10～20代を主に女性の自主防犯意識を高める防犯教室及び声かけ防犯指導
- 防犯ブザーの有効性の周知と正しい携帯方法を指導しての普及促進活動
- 高校、大学等及び職場の女性に対するDVDを活用した危険回避術の指導及び自己防衛教育(SDE)推進活動
- 「子ども・女性安全安心ネットワークふくおか(県警察主催、県内企業参加)」と連携した被害防止啓発活動

を継続して推進する。

(2) ニセ電話詐欺の予防

県警察本部の「特殊詐欺抑止プロジェクト」と連携し、被害防止のための施策として

- 被害実態及び被害防止に関する広報啓発
- ニセ電話詐欺被害防止機能付電話機器「まっ太フォン」の普及支援
- クレジットカード等をすり替える手口等、巧妙化する犯行手口に対応した広報啓発
- 還付金詐欺等の対策として県警察が取組を開始した「STOP!ATMでの携帯電話」の普及促進

を行うほか、県主導で作成するニセ電話詐欺防止の啓発動画に参画するなど、今後も巧妙化する犯行手口への警鐘を始めとした効果的な広報啓発活動を推進する。

(3) 強盗、住宅対象侵入盗及び身近な犯罪の予防

犯罪認知件数の減少に伴い、強盗等の凶悪犯罪も減少傾向にあるが、空き巣等の住宅対象侵入盗や、ひったくり等の身近な犯罪は、凶悪事件に発展する危険性が高く、体感治安を脅かす要因となることから、適切かつ効果的な広報活動を推進する。

(4) 女性、子供に対する犯罪の予防

ストーカー・DV事案や児童を登下校時の凶悪事件や虐待から守るための犯罪被害防止及び非行防止対策を推進するとともに

- 県下の新入学児童への誘拐防止ステッカー、チラシ配付事業
- オリジナル防犯ブザーの作成と配布
- 危険箇所の排除など環境づくり等を推進する「ながら防犯」等の啓発活動
- 青少年が安易に客引きや特殊詐欺の受け子にならないための広報啓発活動
- 子供をインターネットの危険から守るための広報啓発活動

などを推進する。

(5) サイバー犯罪への予防

県警察等と連携し

- サイバー空間の脅威及びセキュリティ意識の向上に関する広報啓発
- 県主導で作成した架空請求詐欺・フィッシング詐欺被害防止動画の普及支援
- SNS等に起因する犯罪被害防止を図る効果的な広報活動

などを推進する。

2 地域安全活動の推進

(1) 全国地域安全運動の推進

犯罪を抑止し、安全安心を実感できる地域社会の実現を図るため、全国地域安全運動期間（10月11日から20日までの10日間）中に、各種関連行事を開催するとともに、ラジオ等のメディアを通じた広報啓発活動を積極的に推進するほか、各地区協会の青パト等の広報車を活用した広報活動を展開する。

また、4月からは、全国地域安全運動と連動したポスター・標語及び青パト活動写真を募集し、優秀作品については会長表彰を行うほか、全防連の選考に乗せる等、防犯テーマに即した広報啓発活動を実施する。

※ 令和3年度は、青パト写真部門で全防連の入賞を果たした。

(2) 「安全・安心まちづくり県民の集いふくおか」の開催

全国地域安全運動の一環として、県民の防犯意識の高揚と地域防犯活動への参加機運の醸成を図るとともに、地域の防犯功労者・防犯功労団体等に対する表彰を行うため、県、県警察と合同で、「令和4年度安全・安心まちづくり県民の集いふくおか」を10月2日(日)に開催する（時間を短縮して開催する予定）。

※ 令和3年度は、コロナ禍にあって、初のライブ配信で開催した。

(3) 地域に密着した地域安全活動の推進及び支援

地区防犯協会、防犯ボランティア団体及び警察署等と連携し、時節に対応した地域安全活動を支援・推進する。

(4) 防犯ボランティア地域交流会の開催

地区協会の垣根を越えて防犯ボランティア団体相互の情報交換等と団体間の交流・連携を図るため、複数の地区防犯協会を交えた協働事業として、平成16年度から「防犯ボランティア地域交流会」を開催しているが、一昨年度からコロナ禍により開催を見送っている。

本年度も状況を判断し、内容についても検討を加える予定である。

(5) 学生防犯ボランティア活動の促進と支援

大学生に防犯ボランティア活動への参加を促し、将来への活動に発展・継続させることを目的に、県警察との協働事業として、「学生防犯ボランティア活動促進事業」（平成24年度から実施）及び「学生防犯ボランティアサミット支援事業」（平成22年度から実施、令和3年度は中止）を継続して推進する。

※ 令和3年度は、申請校10校に活動促進費を支援した。

(6) 青パトを保有する防犯ボランティア団体への支援

青パト活動の活性化を図るため、

- 青パト活動団体に「青色回転灯」及び「補充電球」を提供する青色回転灯支

援事業（平成19年度から実施）

- 県警察との協働事業による石油販売店による青パト支援事業（平成25年度から実施）
- 青パトを有する防犯ボランティア団体の経費節減と地域防犯活動の促進のための青パト自動車保険軽減事業（平成25年度から実施）

を継続推進する

3 広報啓発活動の推進

(1) 重点を指向した広報啓発活動

県警察と連携し、重点課題である「性犯罪の根絶」、「ニセ電話詐欺の予防」、「強盗、住宅対象侵入盗及び身近な犯罪の予防」、「女性、子供に対する犯罪の予防」、「サイバー犯罪の予防」の5項目を重点に効果的な広報啓発活動を推進する。

(2) 広報資料の作成

県民への防犯意識の醸成・浸透及び自主防犯活動の促進を図るため、チラシ、ポスター、CD及び啓発物等の広報資料を作成し、幅広く県民に配布又は掲示する等の方法により広報啓発活動を推進する。

(3) 各種広報媒体の活用

新聞、ラジオ、公共機関の掲示板等の各種広報媒体を活用して、県民の防犯意識の醸成と被害防止の意識高揚のための広報啓発活動を推進する。

(4) 広報紙「防犯ふくおか」の発行

犯罪情勢をはじめ防犯対策や防犯ボランティアの活動等の情報を発信するため、広報紙「防犯ふくおか」を毎月発行し、地区防犯協会を通じて県内各世帯への回覧や公共施設内に掲示するなどの広報を行う。

- 「防犯ふくおか」発行状況

年度別	発行部数(部)	同期比
令和元年度	1,468,990	1,796
令和2年度	1,397,120	-71,870
令和3年度	1,376,070	-21,050

※ 発行部数は、各会計年度の1月末で集計

4 少年の非行防止及び健全育成活動の推進

少年の非行・犯罪被害防止及び健全育成のため、防犯指導員、少年補導員等に対する活動支援や広報資料の作成・配布を行うとともに、7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間（主唱：内閣府）」に併せ、少年の非行及び犯罪被害を防止するための広報啓発活動を実施するとともに、県警察主催の少年柔道・剣道合宿研修、県主催の囲碁大会などのスポーツ、文化事業への後援活動等を行い、健全育成活動を推進する。

5 自転車防犯登録事業の推進

(1) 防犯登録の普及・促進

防犯登録台数は、平成25年の29万台を記録した後、年々減少傾向にあり、昨年度は「3密」回避の手段等としての利便性からか増加したものの、本年度は再び減少に転じている。

引き続き、自転車防犯登録の重要性に鑑み、登録の普及促進のため広報啓発活動を

一層推進し、登録台数の向上を図る。

○ 自転車防犯登録台数

年度別	登録台数(台)	同期比
令和元年度	218,412	-439
令和2年度	227,464	9,052
令和3年度	208,189	-19,275

※ 登録台数は、各会計年度の1月末で集計

(2) 自転車の盗難被害防止活動

犯罪認知件数の減少に伴い、自転車盗の認知件数も年々減少傾向にあったが、令和3年は増加に転じたことから、チラシ・パンフレットの配布や鉄道駅のポスター掲示、ラジオ、広報誌（紙）等各種広報媒体を活用して、「ツーロック」を始めとする盗難防止対策の推進及び防犯登録の促進を図るとともに、県警察と連携した一斉キャンペーンの開催、駐輪場を対象としたミニ横断幕掲示等、広報啓発活動の強化を図る。

(3) 放置自転車対策への協力・支援活動の推進

違法駐輪や放置自転車の問題解消のため、自治体等の関係機関との良好な協力関係を維持・構築するとともに、調査・照会業務の迅速・適切な処理による放置自転車の早期返還等の処理を図る。

(4) 地区防犯協会、防犯登録店に対する指導

ア 毎年2月に開催している「福岡県防犯協会職員研修会」は、コロナ禍の影響で令和2年度から開催を見送っていることから、月刊資料である「防犯登録だより」（平成25年7月に初号を発行、2月末で第99号）を活用して、地区防犯協会の事務手続きの迅速かつ適正な処理と処理能力の向上を図る。

イ 防犯登録店に対しては、地区協会を通じて指導事項を示達し、その徹底を図っているところであるが、防犯登録カードの提出遅延や防犯登録証の紛失等の事案が引き続き発生していることから、登録店に配付しているマニュアル「自転車防犯登録の手引き」を改訂するとともに、注意喚起のチラシを作成・配布するなど、今後も地区協会と積極的に連携し、遵守事項の徹底と手続きの適正化を図る。

ウ 「インボイス制度」に対応するため、登録カード・シールの受払や防犯登録料受領書、送金通知書等をパソコンで管理し、印刷できるシステムを構築する。

第4 風俗環境浄化事業

1 県公安委員会からの受託事業の適正な推進

- (1) 県公安委員会から委託された風俗営業管理者講習及び風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可、承認申請に伴う調査業務を適正に推進する。
- (2) 調査員研修会を開催し、調査業務の適正化及び調査員の資質向上を図る。

2 少年指導委員の活動に対する支援

風俗環境浄化活動の一環として風営店への立ち入り権限を有し、少年の健全育成活動に取り組んでいる少年指導委員の活動に対する協力・支援を行う。

3 風俗環境浄化活動に対する支援

福岡市中央区天神、博多区中洲、北九州市小倉北区堺町及び久留米市日吉町など、歓楽街の風俗環境浄化のため警察や地区防犯協会等が行う諸活動を支援する。

4 遊技場に対する健全化推進

福岡県遊技業協同組合など5団体で構成する「福岡県不正防止対策機構」の一員として、毎月、ぱちんこ店等に対する立入検査を実施し、不正遊技機等の発見に努める。